

あいち銀行「あいぎんでんさいネットご利用規程」新・旧対比表

改正前	改正後	改正理由
第 6 章 口座間送金決済 第 2 1 条（口座間送金決済） 1．当行は、でんさいネットから通知された決済情報に基づき、債務者である契約者の決済口座等から決済資金の引き落としを行い、債権者の決済口座への振込およびでんさいネットへの決済結果の通知を行います。 2．前項において口座間送金決済がなされた場合、当行は原則として、でんさいネットへ口座間送金決済通知を行います。また、口座間送金決済がなされなかった場合、当行はでんさいネットへ支払不能事由を通知します。 3．契約者は、原則として、でんさいの支払期日の前日までに当該でんさいの決済資金を決済口座等に入金してください。当行は、支払期日当日にでんさい決済資金を決済口座等より自動的に引き落とします。 4．でんさい決済資金の金額が決済口座等より引き落とすことができる金額を超え、でんさいの支払期日当日の当行所定の時限までに引き落としができなかった場合であって、当日のその後の時刻に引き落としができたときにおける債権者の決済口座への振込については、債権者の決済口座への入金まで完了する保証はありません。なお、これによって契約者に損害が生じた場合でも当行は責任を負いません。 5．支払期日当日に決済口座等からのでんさい決済資金以外の引き落としがある場合、または複数のでんさい（原債権が分割された場合を含む）の引き落としがある場合、これらの引き落としの順序は、当行の定めによります。 6．口座間送金決済のための決済口座等からの引き落としは、当座勘定規定および預金等規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書・当座小切手等の提出を受けることなく行うものとします。 第 1 1 章 手数料 第 2 7 条（手数料） 1．契約者は、本サービスの利用にあたって、当行所定の手数料等を当行所定の日に支払うものとします。 2．当行は契約者にご同意いただくことなく、手数料の金額等を変更することがあります。この場合は、事前に当行ホームページに掲載する等、当行所定の方法により契約者にお知らせします。 3．手数料の引き落としは、当座勘定規定および預金等規定にかかわらず、代表決済口座から預金通帳および払戻請求書・当座小切手等の提出を受けることなく、当行が自動的に引き落とす方法により行うものとします。なお、契約者が決済口座を複数指定している場合、全ての決済口座における手数料を代表決済口座から自動的に引き落とすものとします。 4．本サービスを利用するにあたり必要となる通信料金、インターネット接続料金、コンピュータその他機器等の準備に要する費用等については、契約者が負担するものとします。	第 6 章 口座間送金決済 第 2 1 条（口座間送金決済） 1．当行は、でんさいネットから通知された決済情報に基づき、債務者である契約者の決済口座等から決済資金の引き落としを行い、債権者の決済口座への振込およびでんさいネットへの決済結果の通知を行います。 2．前項において口座間送金決済がなされた場合、当行は原則として、でんさいネットへ口座間送金決済通知を行います。また、口座間送金決済がなされなかった場合、当行はでんさいネットへ支払不能事由を通知します。 3．契約者は、原則として、でんさいの支払期日の前日までに当該でんさいの決済資金を決済口座等に入金してください。当行は、支払期日当日にでんさい決済資金を決済口座等より自動的に引き落とします。 4．でんさい決済資金の金額が決済口座等より引き落とすことができる金額を超え、でんさいの支払期日当日の当行所定の時限までに引き落としができなかった場合であって、当日のその後の時刻に引き落としができたときにおける債権者の決済口座への振込については、債権者の決済口座への入金まで完了する保証はありません。なお、これによって契約者に損害が生じた場合でも当行は責任を負いません。 5．支払期日当日に決済口座等からのでんさい決済資金以外の引き落としがある場合、または複数のでんさい（原債権が分割された場合を含む）の引き落としがある場合、これらの引き落としの順序は、当行の定めによります。 6．口座間送金決済のための決済口座等からの引き落としは、当座勘定規定および預金等規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書等の提出を受けることなく行うものとします。 第 1 1 章 手数料 第 2 7 条（手数料） 1．契約者は、本サービスの利用にあたって、当行所定の手数料等を当行所定の日に支払うものとします。 2．当行は契約者にご同意いただくことなく、手数料の金額等を変更することがあります。この場合は、事前に当行ホームページに掲載する等、当行所定の方法により契約者にお知らせします。 3．手数料の引き落としは、当座勘定規定および預金等規定にかかわらず、代表決済口座から預金通帳および払戻請求書等の提出を受けることなく、当行が自動的に引き落とす方法により行うものとします。なお、契約者が決済口座を複数指定している場合、全ての決済口座における手数料を代表決済口座から自動的に引き落とすものとします。 4．本サービスを利用するにあたり必要となる通信料金、インターネット接続料金、コンピュータその他機器等の準備に要する費用等については、契約者が負担するものとします。	払戻請求時の必要書類から「当座小切手」の文言を削除。